



# 情報(第 172 号)



令和5年10月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

## 被保険者証の廃止



医療保険（健康保険・国民健康保険等）の歴史上、初の事態が発生します。即ち、被保険者証の廃止が令和6年秋に予定されています。被保険者・被扶養者（家族）全員に関わる大きな変化です。

文化が変わるとも言い得るところで、今から認識を変えていただく必要があると考えており、その概要をお知らせします。

### 1 保健医と保険医療機関

読んでいただくと、そうだったのかとの内容ではないでしょうか。実は、医師・医療機関は、実際には「保険医」「保険医療機関」であることが必要です。

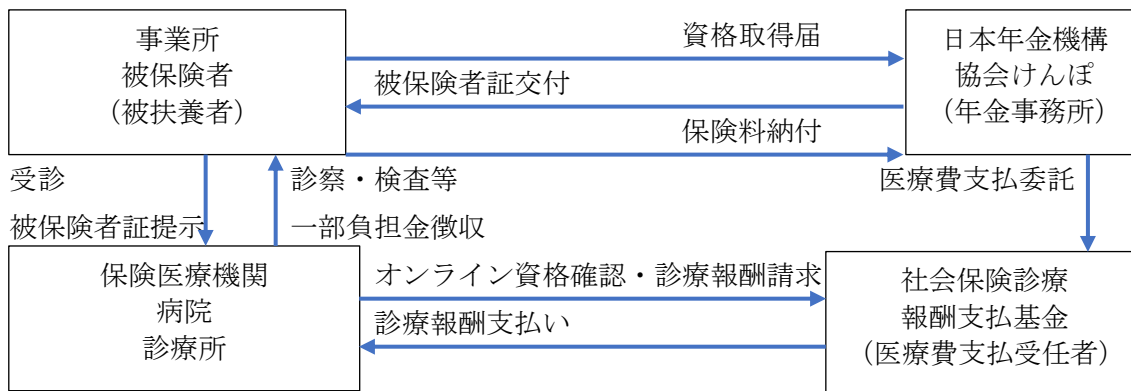
病院や薬局の勤務医師、勤務薬剤師が保険診療を行うには、厚生労働大臣より健康保険法の定めに従い登録された保険医（医師・歯科医師）、保険薬剤師であることが必要です。

病院や薬局は、健康保険等の療養の給付サービス（次図）の提供を行うには、厚生労働大臣から健康保険法の規定に基づいて指定を受ける必要があり、指定されたこれらの病院などを保険医療機関、薬局は保険薬局と呼びます。

国民皆保険の我が国においては、保険診療が受けられない医療機関には誰も受診しませんから、保険医であり、保険医療機関であることが必要となってくるのです。故に、実務上、医師＝保険医、医療機関＝保険医療機関となるわけです。

### 2 療養の給付とオンライン資格確認

【療養の給付の構図】



療養の給付の構図は上図のとおりです。保険医療機関が医療保険から診療報酬という名の売上を受け取るには、厚生労働省の定めた保険診療の規則を遵守する必要があり、その一つとして、患者からの被保険者証の提示によって、被保険者資格を確認することがあります。

これが本年4月からは、医療機関に対して提示された被保険者証によるオンラインでの資格確認が義務化されています。被保険者資格を被保険者証という「紙」で確認する実務が終焉することを表します。これによって、受診時に退職等によって

被保険者資格を喪失している場合などの受診を監視できることとなります。実質的にマイナカードの健康保険証利用の前段階と評価できます。

### 3 マイナンバーカードによる保険診療(マイナ受付)

令和6年秋には被保険者証が廃止※されますから、今後はマイナンバーカードによる認証に切り替わっていきます。したがって、マイナンバーカードを持ち歩く文化に意識を変えていかなければなりません。

以上から、今後は、次のとおり対応いただく必要があります。

#### (1) マイナンバーカード取得

これを取得されていないときは、被扶養者(家族)を含めて取得してください。

#### (2) 健康保険証利用

マイナンバーカードが交付されたときは(既に交付を受けておられる方を含みます)、次により健康保険利用の登録を行ってください。①は、ICカードリーダーが必要となることから、②又は③が便利です。

① PCにより登録(マイナカードに対応したICカードリーダーが必要)

② スマートフォンによって登録

③ セブン銀行ATMによって登録

※ 発行済被保険者証を最大1年間、有効とみなす経過措置があります。

### 4 保険医療機関の窓口受付の変更

これまでは、保険医療機関が被保険者証を一旦受け取っていたところ、次図のとおり、マイナ受付では、専用機器による認証に変わります。

【現在】



【マイナ受付】



### 5 マイナ保険証の意義

自身が加入する医療保険が変更したときに、これまでのように被保険者証の到着を待つ必要がなくなること、薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省くなど、適切な医療を期待できること、医療費が高額となったときに自己負担額を超える支払が免除されること(これまでの限度額適用認定証という書面が不要)、といった合理化・効率化が想定されています。

何かと評判がよくない印象があるマイナンバーカードながら、保険診療の規則が変更となることから、仕組みに参画していくことが必要です。この変化に伴って、医療保険難民とならないよう対応していきましょう。